○経済産業省令第三十二号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十三条及び第七十九条の規定に基づき、ガス事業託送供給収支計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　　経済産業大臣　世耕　弘成

ガス事業託送供給収支計算規則の一部を改正する省令

ガス事業託送供給収支計算規則（平成二十九年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下に点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下に点線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第１（第３条関係） 託送供給収支の算定方法	**別表第１**（第３条関係） 託送供給収支の算定方法
１．ガス事業に係る収益のうち、次に掲げるものを、託送収益として整理すること。なお、託送料金算定規則第22条第１項の規定により複数の地域（託送収支計算書を公表する日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、ガス事業法第48条第２項又は第５項の規定により託送供給約款が適用される地域を異なる託送供給約款が適用される地域と併合する変更を行う場合には、当該併合後の地域。以下同じ。）ごとの託送供給約款料金（以下「地域別託送供給約款料金」という。）を定めている一般ガス導管事業者にあっては、当該複数の地域ごとに、託送料金算定規則第39条第１項又は第２項の規定により特定導管又は特定導管の一部（託送収支計算書を公表する日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、ガス事業法第76条第２項の規定により託送供給約款が適用される特定導管又は特定導管の一部を異なる託送供給約款が適用される特定導管又は特定導管の一部と併合する変更を行う場合には、当該併合後の特定導管又は特定導管の一部。以下「特定導管等」という。）ごとの託送供給約款料金（以下「特定導管別託送供給約款料金」という。）を定めている特定ガス導管事業者にあっては、当該特定導管等ごとに整理すること。	１．ガス事業に係る収益のうち、次に掲げるものを、託送収益として整理すること。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　社内取引項目の「自社託送収益」は、当該事業者の個別の需要家（最終保障供給の対象となる需要家及び当該事業者を含む。）に、託送供給料金を適用した場合の託送供給収益に相当する額として算定すること。なお、法第48条第１項ただし書又は第76条第１項ただし書の承認を受けた事業者にあっては、ガス事業売上高に、ガス事業に係る費用の合計額に占める自社託送費用の割合を乗じて算定すること。	(2)　社内取引項目の「自社託送収益」は、当該事業者の個別の需要家（最終保障供給の対象となる需要家及び当該事業者を含む。）に、託送供給料金を適用した場合の託送供給収益に相当する額として算定すること。なお、法第48条第１項ただし書又は第76条第１項ただし書の承認を受けた事業者にあっては、ガス売上高に、ガス事業に係る費用の合計額に占める自社託送費用の割合を乗じて算定すること。
(3)～(7)　［略］	(3)～(7)　［略］
２．ガス事業に係る費用のうち、次に掲げるものを、託送費用として整理すること。なお、地域別託送供給約款料金を設定している一般ガス導管事業者にあっては、複数の地域ごとに、特定導管別託送供給約款料金を設定している特定ガス導管事業者にあっては、特定導管等ごとに整理し、社内取引項目の自社小売事業者への需給調整費、バイオガス調達費及び需要調査・開拓費は、当該事業者に直近の託送料金算定時の方法を適用した場合の託送費用に相当する額として整理すること。	２．ガス事業に係る費用のうち、次に掲げるものを、託送費用として整理すること。なお、社内取引項目の自社小売事業者への需給調整費、バイオガス調達費及び需要調査・開拓費は、当該事業者に直近の託送料金算定時の方法を適用した場合の託送費用に相当する額として整理すること。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
(4)　事業税（利益に関連する金額を課税標準とするものを除く。）は、地方税法（昭和25年法律第226号）の定めるところにより算定した額とすること。ただし、ガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第１項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）を兼ねる事業者にあっては、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦すること。	(4)　事業税（利益に関連する金額を課税標準とするものを除く。）は、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦すること。
(5)　［略］	(5)　［略］
３．ガス事業に係る次に掲げる収益又は費用を、それぞれ次の比率又は方法により、託送供給関連部門の収益又は費用に整理すること。なお、地域別託送供給約款料金を設	３．ガス事業に係る次に掲げる収益又は費用を、それぞれ次の比率又は方法により、託送供給関連部門の収益又は費用に整理すること。